

西部野球場使用料（令和4年7月1日改正 ※改正箇所を赤字で表示しています）

使用区分	時間区分	午前7時から午後9時まで
スポーツのため 使用する場合	学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校をいう。以下同じ。）	2時間まで880円 2時間を超える1時間ごとに440円
	学校以外	2時間まで1,760円 2時間を超える1時間ごとに880円

西部テニスコート使用料（令和4年7月1日改正 ※改正箇所を赤字で表示しています）

使用区分	時間区分	午前9時から午後5時まで
学校 1面につき		2時間まで330円 2時間を超える2時間ごとに330円
学校以外 1面につき		2時間まで660円 2時間を超える2時間ごとに660円
一般公開日における個人の使用の場合	中学生以下	2時間まで50円 2時間を超える2時間ごとに50円
	高校生及び一般	2時間まで160円 2時間を超える2時間ごとに160円

備考

- 1 土曜日、日曜日及び休日の使用料は、この表に定める使用料に当該使用料の20パーセントに相当する額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、一般公開日における個人の使用の場合については、この限りでない。
- 2 使用時間が時間区分の2分の1以内の時間である場合の使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 3 時間区分を超えて使用した場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）の超えた時間の使用料は、この表に定める使用料の4分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、その超えて使用した時間を乗じて得た額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。
- 4 使用の準備又は原状回復のためにテニスコートを使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の3分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 5 時間区分外に使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、一般公開日における個人の使用の場合は、この表に定める使用料とする。
- 6 使用時間が1時間に満たない時間は、これを1時間とみなす。
- 7 心身障がい者団体がスポーツのため使用する場合の使用料は、使用区分の学校を適用して算定した額とする。
- 8 市外の者が使用する場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）の使用料は、この表により計算した使用料の額に1.5を乗じて得た額とする。

市立西部野球場及び西部テニスコート設備器具使用料

使用区分及び設備器具の名称	時間区分
照明設備（西部野球場に限る。）	午前7時から午後9時まで 1時間につき 4,400円

備考

照明設備の使用時間が1時間に満たない時間は、1時間とみなす。

※施設の備品などを使用する場合、品目ごとに使用料が決められています。詳細は施設までおたずねください。